

鴻巣市有料広告掲載取扱要綱

平成22年3月30日
告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源を確保するとともに地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として掲載する有料広告の掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載が可能なものとして市長が認めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号いずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (4) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置、掲載期間等は、広告媒体ごとに定める。

(広告掲載料等)

第5条 広告掲載は有料とし、広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、広告媒体ごとに定める。

2 市長は、前項の広告掲載料に代えて広告が掲載された物品を受け入れることができる。

この場合において、広告掲載料を納付することを要しない。

(平23告示134・一部改正)

(広告掲載の優先順位)

第6条 同一の広告媒体について複数の者から広告掲載の希望があった場合の掲載する広告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるものの広告
- (2) 公共的性格を有する企業等のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前号に規定するもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するものの広告
- (4) 前各号に該当しないもので、広告として掲載することが適当であると市長が認める
広告

(広告の募集)

第7条 広告媒体に掲載する広告の募集は、市が発行する広報、ホームページ等に掲載して行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載をしようとする者の数が募集する広告の数に満たないときは、広告代理業を営む者を通して募集することができる。
- 3 広告掲載をしようとする者は、鴻巣市有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告案その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第3項の広告掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、第15条の鴻巣市広告審査委員会の審査を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、鴻巣市有料広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により申込みをした者に通知するものとする。

(広告掲載決定の特例)

第9条 募集期間を設けて広告掲載の募集を行った場合において、募集した広告の数を超える申込みがあったときは、抽選により掲載する者を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿等の作成及び提出)

第11条 広告媒体に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を作成し、提出するものとする。

2 提出する原稿の形態は、印刷物等に掲載するものについては版下原稿とし、看板、ポスター等の掲示物(以下「掲示物等」という。)については当該掲示物等の完成品とする。

(広告主の責務等)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿作成に係る費用は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去が必要な場合の費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(掲載決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までに原稿を提出しなかったとき。

(2) 広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載の決定を行った後の事情変更等により、広告の内容が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 市の行政運営上の支障が生ずるおそれがあるとき。

2 市長は、広告掲載の決定を取り消した場合は、速やかに鴻巣市有料広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を行わなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告審査委員会の設置)

第15条 広告掲載を適正に実施するため、鴻巣市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、秘書課長とする。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

- 6 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 広告媒体に関すること。
 - (2) 広告掲載の可否の決定に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項に関すること。
- 7 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(平23告示134・一部改正)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に改正前の鴻巣市公共施設等有料広告取扱要綱(以下「旧告示」という。)の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後の鴻巣市有料広告掲載取扱要綱(以下「新告示」という。)の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧告示の規定により市長に対してなされている申請その他の行為は、新告示の相当規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成23年告示第134号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第67号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第77号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

(平23告示134・全改、平25告示67・平26告示77・一部改正)

| |
|-----------------------|
| 財政課長 市民課長 環境課長 生涯学習課長 |
|-----------------------|